

浄化槽工事業の登録受付事務における「事前審査」の導入について

令和３年３月９日作成
福島県土木部

福島県では、従来「持参提出・対面審査」としていた浄化槽法に基づく浄化槽工事業の登録関係の手続を「郵送提出・事前審査」に変更します。

1 新たな事務手続の適用開始日

令和３年３月１５日(月)から開始。

ただし、既に対面審査の日程を調整済みで、申請者が希望する場合は、対面審査も可能です。

2 対象業務及びその事務の流れ

【浄化槽工事業登録申請】（申請手数料がかかるもの）

従来	変更後
① (電話での審査日予約)	① 郵送での書類一式正本提出
②－１ 対面審査（申請者来庁）	②－１ 事前審査〔建設事務所〕
②－２ 書類收受	②－２ 疑義確認（電話等）
③ 提出書類事後チェック	③ 書類收受(収入証紙・副本提出)
④ 登録通知書交付(来庁及び郵送)	④ 登録通知書交付（郵送）

※ 新規、更新の登録手続のみならず、「浄化槽工事業登録事項変更届出書」や廃業の届出手続（申請手数料がかからないもの）も、対面審査は行わず、郵送での正本・副本提出→審査→郵送での副本返送の流れとします。

【特例浄化槽工事業の届出】

「特例浄化槽工事業者届出書」「特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書」の提出や廃業の届出手続は、対面審査を行わず、郵送正本・副本提出→審査→副本郵送の流れとします。

3 変更後の事務手続

別記のとおり

(別記) 変更後の事務手続【浄化槽工事業登録申請】

① 郵送での書類一式提出

次の書類の正本1部を福島県内の方は最寄りの建設事務所へ、県外の方は県建設産業室へ郵送(※)で提出してください。

ア 登録申請書

この段階では、収入証紙貼付は不要。

イ 誓約書

ウ 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し

エ 工事業登録申請書の調書

オ 浄化槽設備士の調書

カ 登記事項証明書の原本(法人の場合)

キ 住民票抄本の原本

※ 提出先に直接書類を持参しても、その場での審査は行いません。

※ 登録更新の場合は、有効期間満了日の3か月前からお送りいただけます。

※ 郵送前の電話連絡等は不要です。疑義がある場合のみお問い合わせください。

②-1 事前審査

郵送された書類を建設事務所等で審査します。

②-2 疑義確認

審査の結果、疑義がある場合は、建設事務所等から申請者に電話等で問い合わせをします。

必要に応じて、書類の追加提出を指示する場合があります。(差し替え等により不要になった書類は返却せず、建設事務所等で処分します。)

③ 書類收受

審査の結果、形式的には問題がないと認められた場合は、申請者に電話等で連絡をします。

正式な申請書類として、次の書類を提出先に郵送(※)で提出してください。

ア 副本1部

ただし、上記①ア「登録申請書」のみは、この時点に提出されるものを原本として扱うので、収入証紙の貼付をしてください。先に預かった申請書を副本としてお返しします。

イ 登録通知書及び副本送付用の「返信用封筒」等(※)

送料は申請者負担となります。封筒の場合は必要金額分の切手を貼付してください。

④ 登録通知書交付

上記③でお預かりした「返信用封筒」等を用いて、登録通知書及び申請書類副本を建設事務所から申請者に送付します。

(※) レターパック、書留郵便等の追跡可能な手段をおすすめします。